

お申込み方法

お申込みは簡単。中面にあります、お申込書に必要事項をご記入の上、アンドビジョンまでFAX、メールまたは郵送にてお送りください。お申込書は裏と表の両面で全2ページとなっております。ご送付の際には両面ともご記入の上、ご返送ください。

【お申込書送付方法】

FAX

24時間ご利用できます

03-4496-4903

※お申込書(表と裏の両面)をご記入の上、上記FAX番号までFAXしてください。

メール

24時間ご利用できます

info@andvision.net

※お申込書(表と裏の両面)をご記入の上、スキャンして上記メールアドレスまで添付してご送付ください。

ご郵送

365日ご利用できます

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F
アンドビジョン株式会社

※お申込書(表と裏の両面)をご記入の上、上記住所までご送付ください。

お申し込みの際には、アンドビジョン留学プログラム約款を必ずご一読いただきますよう、お願い申し上げます。

<重要> お申込からご出発までのお手続きの流れ

1. お申込書をFAX、メール、または郵送にて送付してください。
※裏表の両面となっておりますので、両面をお送りください。
2. 先生、講習会などの空き状況を確認いたします。確認がとれましたらお客様にご連絡いたします。
3. お申込書裏面にある振込先に、お申込金10万円(費用の一部)をお振込ください。
※ここから弊社約款解約手数料第一段階の適用となります。弊社約款18条および解約手数料一覧を必ずご一読ください。
4. アンドビジョンよりお客様宛に、お手配内容の最終確認書をFAX、メール、または郵送でご送付いたします。
5. 最終確認書の内容に問題がなければ、最終確認書にご署名、ご捺印の上、FAX、メール、または郵送でご返送ください。
※ここから弊社約款解約手数料第二段階の適用となります。弊社約款18条および解約手数料一覧を必ずご一読ください。
6. アンドビジョンにて、ご留学のお手続き、お手配を開始いたします。
※お手配開始後は、ご留学先へのお支払いが発生いたします。お手続き、お手配開始後は、ご留学代金の「総額」に対して解約料が発生いたします。
最終確認書に記載の日付が起点日となり、出発日を起点としているものではございませんので、予めご了承ください。詳細は弊社約款をご覧ください。
7. アンドビジョンよりお客様宛に、お手続き書類、残金ご請求書をご送付いたします。
8. 残金のお振込および必要書類をアンドビジョンまでご返送ください。
9. ご出発の「1～2週間前」にアンドビジョンにて出発前説明会、または出発前書類を送付いたします。
※アンドビジョン留学カウンセラーよりご留学について詳しくご案内いたします。何か分からないことがありましたらカウンセラーまでお気軽にお尋ねください。
※【重要】通常、ご出発の1～2週間前まで全てのお手配内容が確定いたしませんので予めご了承ください。
10. ご出発

お問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。



音楽留学・語学留学スペシャリスト

And Vision

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F

Tel: 03-5577-4500

Fax: 03-4496-4903

E-mail: info@andvision.net

https://www.andvision.net/

アンドビジョン留学プログラム 参加申込書

社外秘

申込日 20 年 月 日

フリガナ 氏名			生年月日	年	月	日	性別	男 女	年齢	満 歳
			国 籍							
フリガナ 現住所	〒..... ※移転予定がある場合: 月 日まで						電話	()		
							FAX	()		
							携帯			
ローマ字 現住所							E Mail			
職業	☐ 高校生 ☐ 専門学校生 ☐ 短大生 ☐ 大学生 ☐ 会社員 ☐ フリーランス ☐ アルバイト ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ その他 ()									
学校名				学部／専攻				学年		
会社名				学校／勤務先のTEL	()					
旅 券	旅券番号			現 在 申 請 中	パスポート記載の名前 (ローマ字で)					
	発 行 日	年	月	日	有効期間満了日	年	月	日	発行国	
留学中の 国内緊急 連絡先	フリガナ 氏名					続柄	電話	() * 日中お電話の繋がる電話番号		
							FAX	()		
	住所	〒.....					携帯			
							E Mail			

● 留学について

ご希望のご出発日	年	月	日	曜日	ご希望の帰国日 (日本到着日)	年	月	日	曜日予定
ご希望の国名					ご希望の都市名				
ご希望の コース／学校					ご希望期間	20 年 月 日から		日間コース 週間コース	
					専攻				
					声楽の方: 声種				
ご希望の講師	第一希望				第二希望				第三希望
レッスンの通訳	☐ 希望する (全レッスン・ 回分のみ) ☐ 希望しない * 日本語通訳を手配できない地域がありますので事前にご相談ください。								
レッスン時の伴奏	☐ 希望する (全レッスン・ 回分のみ) ☐ 希望しない * 伴奏者を手配できない地域がありますので事前にご相談ください。								
ご希望語学学校名									
ご希望語学コース	(時間/週)				語学学校の ご希望期間	20 年 月 日から		週間コース (月～金までの週単位)	
語学力	語				☐ 初心者 ☐ 初級 ☐ 初中級 ☐ 中級 ☐ 中上級 ☐ 上級				
語学レベル／資格	☐ 英検 級 ☐ TOEFL 点 ☐ TOEIC 点 ☐ IELTS ポイント ☐ その他 () ☐ 資格なし								

● 滞在について

ご希望の滞在形式	☐ ホームステイ (シングル・ツイン) 食事なし・朝食付・朝夕食付・朝昼夕食付 ☐ フラット専有 ☐ フラットシェア (シングル・ツイン) ☐ ホテル (シングル・ツイン) ☐ その他 ()	滞在先期間	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで 備考 ()
ホームステイ・フラット希望者のみご記入下さい。 (1) 子供のいる家庭: 希望する・希望しない・どちらでもいい (2) ホームステイ・フラット先に年齢の近い異性がいること: 好ましくない・どちらでもいい (3) ホームステイ・フラット先に異国の留学生がいること: 好ましくない・同性ならいい・どちらでもいい (4) ペットのいる家庭: 希望する・希望しない・どちらでもいい (好きな動物 嫌いな動物・アレルギー動物) ※ホームステイ・フラットの手配上の参考にさせていただきたいので簡単にご希望をお聞かせ下さい。 注: 上記設問は受入先決定のための参考資料です。宿泊先の事情で必ずしもご希望通りに滞在できるとは限りません。あらかじめご了承下さい。			

(裏面に続く)

キ
リ
ト
リ
線

● 現地空港送迎について

現地空港送迎を希望しますか	☐ はい（片道・往復） ☐ いいえ	現地発着空港	空港
---------------	---	--------	----

● 航空券について

航空券の手配を希望しますか	☐ はい ☐ いいえ	ご希望の発着空港	☐ 成田空港 ☐ 関西国際空港 ☐ その他:	空港
---------------	--	----------	---	----

● 海外旅行傷害保険加入について（必ずご加入ください）

保険加入を希望しますか	☐ 手配を希望します ☐ 自分で手続をします（ ）
-------------	--

● 参考事項

性格 & 自己PR	☐ 社交的 ☐ 協調性がある ☐ 積極的 ☐ 粘り強い ☐ 外向的 ☐ 内気 ☐ 無口 ☐ ユーモアがある ☐ 神経質 ☐ まじめ ☐ 優しい ☐ 頑固 ☐ 自立心がある ☐ 好奇心旺盛 ☐ おとなしい ☐ 陽気 ☐ 信頼性がある
過去の海外経験	☐ 初めて ☐ 海外には行ったことがある（ 回：国名 ） ☐ 語学研修経験（国名： ／最長期間： 年 月 ～ 年 月まで） ☐ ホームステイ経験（国名： ／最長期間： 年 月 ～ 年 月まで）

● 健康について

たばこは吸いますか	☐ すう（家の中では吸えない場合があります） ☐ すわない（この場合、絶対に吸わないで下さい）
健康状態	☐ 良好 ☐ 普通 ☐ 体は弱い方である 定期通院や治療など健康状態で特記すべき事があればご記入下さい。 （ ）
アレルギーはありますか	☐ はい ☐ いいえ ※ある場合その原因は： ☐ 動物 ☐ 植物 ☐ 食品 ☐ 薬物 ☐ その他（ ） ※アレルギーの症状は： ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ アレルギー性鼻炎 ☐ ぜんそく ☐ その他（ ）
食べられないものがありますか	☐ はい ☐ いいえ ※ある場合は具体的に何の食べ物ですか：

参加者への約束事項並びに同意項目になります。ご理解の上、下欄にご署名をお願いいたします。

私はアンドビジョン留学プログラム約款を熟読し同意の上、諸規則、約束事項、受入機関の指示に従うことを約束し、ここに申込みいたします。

年 月 日

参加者署名： 

参加者の保護者署名： 

（参加者が20歳未満の場合）

（クーポンをお持ちの方）クーポンコード：

お申込金10万円（費用の一部）または費用の全額を
下記銀行口座・郵便貯金口座のいずれかにお振込ください。

【振込口座】

- みずほ銀行 青葉台支店 普通口座 1967431 アンドビジョン株式会社
- 三菱UFJ銀行 八重洲通支店 普通口座 1978825 アンドビジョン株式会社
- ゆうちょ銀行（郵便振込み） 記号10190 番号88915991 口座名義 アンドビジョン株式会社

※お申込書を下記までFAX、メールまたはご郵送ください。

お申込書送付先住所：

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F
アンドビジョン株式会社
Tel: 03-5577-4500

365日24時間受付中

FAX: 03-4496-4903

メール: info@andvision.net

アンドビジョン留学プログラム 参加申込書

社外秘

申込日 2019 年 4 月 5 日

申込日

お申し込み日をご記入ください。

【書き方見本 表面】

旅券：現在申請中

旅券（パスポート）をお持ちでない方は、「現在申請中」に○をつけてください。

旅券：発行日・有効期間満了日

「発行日」および「有効期間満了日」は、旅券（パスポート）に記載されていますのでご確認ください。

ご希望のご出発日

日本を出発する日をご記入ください。

ご希望の国名・ご希望の都市名

2カ国以上を渡航される場合は、渡航順に国名・都市名をご記入ください。

ご希望の国名・ご希望の都市名

コースや講習会名、長期サポートプログラム、学校名など、お申込みコースの名称をご記入ください。2つ以上ある場合は枠内に2つ以上ご記入ください。

レッスン時の伴奏

レッスン時のピアノ伴奏の有無をご記入ください。伴奏が必要な場合の伴奏費は、すでにコース料金に含まれている場合と別途料金となる場合があります。

語学力

渡航先の言語、あるいは英語力についてご記入ください。

ご希望の滞在形式

ご希望の滞在形式にチェックを入れてください。宿泊形式が固定されているコースがありますのでアンドビジョンカウンセラーにご相談ください。

ヤマダハナコ		生年月日	1997年 1 月 1 日	性別	男	年齢	満 22 歳
氏名		山田 花子	国 籍	日本			
7151	現住所	トウキョウトネヨダクカンダゴワマナ5-8 カンダスルガダイビル2F 〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F		電話	(03) 5574-4500		
				FAX	(03) 4496-4903		
				携帯	090-XXXX-XXXX		
ローマ字	現住所	kandasurugadai Bldg. 2F, 3-8 kandaogawamachi, Chiyodaku, Tokyo, 101-0052		E-Mail	info@andvision.net		
職業	☐ 高校生 ☐ 専門学校生 ☐ 短大生 ☒ 大学生 ☐ 会社員 ☐ フリーランス ☐ アルバイト ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ その他 ()						
学校名	アンドビジョン音楽大卒		学部/専攻	音楽演奏科バイオリン専攻	学年	4年	
会社名			学校/勤務先のTEL	(03)	XXXX-XXXX		
旅券	旅券番号	ABI23456	現在申請中	パスポート記載の名前 (ローマ字で)	Hanako Yamada		
券	発行日	2017年 10 月 10 日	有効期間満了日	2027年 10 月 10 日	発行国	日本	
留学中の国内緊急連絡先	7151	ヤマダタロウ	氏名	山田 太郎	続柄	父	電話
			住所	同上			() 同上
					FAX	() 同上	
					携帯	090-XXXX-XXXX	
					E-Mail	info@andvision.net	

● 留学について

ご希望のご出発日	2019 年 8 月 2 日 金 曜日	ご希望の帰国日 (日本到着日)	2019 年 8 月 16 日 金 曜日 予定
ご希望の国名	オーストリア	ご希望の都市名	ウィーン
ご希望のコース/学校	アンドビジョン特別プログラム	ご希望期間	2019 年 8 月 3 日から 2 週間コース
		専攻	バイオリン
		声楽の方/声種	
ご希望の講師	第一希望 アンド・ビジョン	第二希望 ビジョン・アンド	第三希望 アン・ジョン
レッスンの通訳	☒ 希望する (全レッスン、 回分のみ)	☐ 希望しない	*日本語通訳を手配できない地域がありますので事前に相談ください。
レッスン時の伴奏	☒ 希望する (全レッスン、 回分のみ)	☐ 希望しない	*伴奏者を手配できない地域がありますので事前に相談ください。
ご希望語学学校名	ウィンドイツ語学校		
ご希望語学コース	一般ドイツ語コース (20時間/週)	語学学校のご希望期間	2019 年 8 月 3 日から 2 週間コース (月一金までの週単位)
語学力	ドイツ 語	☒ 初心者 ☐ 初級 ☐ 初中級 ☐ 中級 ☐ 中上級 ☐ 上級	
語学レベル/資格	☐ 英検 ☐ TOEFL ☐ 点 ☐ TOEIC ☐ 点 ☐ IELTS ☐ ポイント ☐ その他 ()	☒ 資格なし	

● 滞在について

ご希望の滞在形式	☐ ホームステイ (シングル・ツイン) ☐ 食事なし・朝食付・朝夕食付・朝昼夕食付 ☒ フラット専有 ☒ フラットシェア (シングル・ツイン) ☐ ホテル (シングル・ツイン) ☐ その他 ()	滞在先期間	2019 年 8 月 2 日から 2019 年 8 月 15 日まで 備考 ()
ホームステイ・フラット希望者のみご記入下さい。			
(1) 子供のいる家庭：希望する・希望しない (どちらでもいい) (2) ホームステイ・フラット先に年齢の近い異性がいること：好ましくない (どちらでもいい) (3) ホームステイ・フラット先に異性の留学生がいること：好ましくない (どちらでもいい) (4) ペットのいる家庭：希望する・希望しない (どちらでもいい) (好きな動物 () 嫌いな動物・アレルギー動物 ())			
*ホームステイ・フラットの滞上の参考にさせていただきますので簡単にご希望をお聞かせ下さい。			
注：上記設問は受入先決定のための参考資料です。宿泊先の事情で必ずしもご希望通りに滞在できるとは限りません。あらかじめご了承下さい。			

【書き方見本 裏面】

海外旅行傷害保険加入について

海外旅行保険の加入は必須ですので必ずご加入ください。

アレルギーはありますか

アレルギーがある場合は、具体例もご記入ください。

参加者の保護者署名

参加者が20才未満の場合は、保護者の方のご署名が必要です。

● 現地空港送迎について

現地空港送迎を希望しますか	☒ はい (片道) ☐ 往復 ☐ いいえ	現地発着空港	ウィーン	空港
---------------	--	--------	------	----

● 航空券について

航空券の手配を希望しますか	☒ はい ☐ いいえ	ご希望の発着空港	☒ 成田空港 ☐ 関西国際空港 ☐ その他 ()	空港
---------------	---	----------	---	----

● 海外旅行傷害保険加入について (必ずご加入ください)

保険加入を希望しますか	☒ 手配を希望します ☐ 自分で手配をします ()
-------------	---

● 参考事項

性格 & 自己PR	☒ 社交的 ☒ 協調性がある ☐ 積極的 ☐ 粘り強い ☐ 外向的 ☒ 内気 ☐ 無口 ☐ ユーモアがある ☐ 神経質 ☒ まじめ ☒ 優しい ☐ 随順 ☐ 自立心がある ☐ 好奇心旺盛 ☐ おとなしい ☐ 陽気 ☒ 信頼性がある
過去の海外経験	☐ 初めて ☒ 海外には行ったことがある (3 回：国名 ドイツ、フランス、アメリカ) ☐ 語学研修経験 (国名： / 最長期間： 年 月 ~ 年 月まで) ☒ ホームステイ経験 (国名：アメリカ / 最長期間： 2018 年 3 月 ~ 2018 年 5 月まで)

● 健康について

たばこは吸いますか	☐ すう (家の中では吸えない場合があります) ☒ すわない (この場合、絶対に吸わないで下さい)
健康状態	☒ 良好 ☐ 普通 ☐ 体は弱い方である 定期通院や治療など健康状態で特記すべき事があればご記入下さい。 ()
アレルギーはありますか	☒ はい ☐ いいえ ※ある場合その原因は ☒ 動物 ☐ 植物 ☐ 食品 ☐ 薬物 ☐ その他 (花) ※アレルギーの症状は： ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ アレルギー性鼻炎 ☐ ぜんそく ☐ その他 ()
食べられないものがありますか	☒ はい ☐ いいえ ※ある場合は具体的に何の食べ物ですか： トマト

参加者への約束事項並びに同意項目になります。ご理解の上、下欄にご署名をお願いいたします。	
私はアンドビジョン留学プログラム約款を熟読し同意の上、諸規則、約束事項、受入機関の指示に従うことを約束し、ここに申込みいたします。	
2019 年 4 月 5 日	参加者署名： 山田 花子
	参加者の保護者署名： (参加者が20歳未満の場合)

(クーポンをお持ちの方) クーポンコード： III-222-333

お申込金10万円 (費用の一部) または費用の全額を
下記銀行口座・郵便貯金口座のいずれかにお振込ください。

【振込口座】
 ■みずほ銀行 青葉台支店 普通口座 1967431 アンドビジョン株式会社
 ■三菱UFJ銀行 八重洲通支店 普通口座 1978825 アンドビジョン株式会社
 ■ゆうちょ銀行 (郵便振込み) 記号10190 番号88915991 口座名義 アンドビジョン株式会社

※お申込書を下記までFAX、メールまたはご郵送ください。

お申込書送付先住所：
 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F
 アンドビジョン株式会社
 Tel: 03-5577-4500

365日24時間受付中

FAX: 03-4496-4903

メール: info@andvision.net

現地空港送迎を希望しますか？

はいの場合片道、往復のいずれかご希望が、○をしてください。送迎費は、すでにコース料金に含まれている場合と別途料金となる場合があります。

ご希望音楽講師

ご希望の先生のお名前をできるだけ第三希望までお書きください。

声楽の方：声種

声楽の方は、ご自分の声種をご記入ください。

レッスンの通訳

レッスン時の日本語通訳の有無をご記入ください。通訳が必要な場合の通訳費は、すでにコースに含まれている場合と別途料金となる場合があります。

ご希望語学学校名

語学学校を希望される方のみご記入ください。

クーポンコード

リピーター割引などクーポンをお持ちの方はご記入ください。

アンドビジョン留学プログラム約款

第一章 総則

第 1 条（適用範囲）

1. アンドビジョン株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様との間で締結するアンドビジョン留学プログラムに関する契約（以下「プログラム契約」といいます。）は、この約款（以下「本約款」といいます。）の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当社が法令に反しない範囲で書面により、お客様との間で個別の特約を結んだ場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が、本約款に優先します。

3. 本約款により提供されるアンドビジョン留学プログラムは、旅行業法第 2 条規定の「旅行業」には該当しないサービスを対象としています。

第 2 条（用語の定義）

1. 「プログラム」

本約款において「プログラム」とは、当社及び当社提携先（以下「当社等」といいます。）が音楽留学、語学留学等により海外留学をするために企画・運営するサービスサポートプログラムの総称であり、旅行商品とは異なります。なお、ご利用頂けるプログラムの内容は、受入先の状況、海外事情その他当社の都合により変動することがありますので予めご了承ください。

2. 「パンフレット」

本約款において「パンフレット」とは、当該プログラムにおける当社等のサポートサービス内容、プログラム料金その他の内容を記載した当社所定の書面等であり、プログラム契約において提供される具体的な当社のサポートサービスの内容等パンフレットに記載されている事項は、本約款に優先します。なお、パンフレットの記載内容は、受入先の状況、海外事情、その他当社の都合等により変動することがありますので予めご了承ください。

3. 「留学手続開始」

本約款において「留学手続開始」とは、お客様が当社に署名捺印の上ご提出頂いた、当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」に基づき、当社において手続第二段階の事務手続を開始することを指します。

4. 「留学手続開始日」

本約款において「留学手続開始日」とは、お客様が当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」の署名欄に記入されている日付を指します。

5. 「手続第一段階」

本約款において「手続第一段階」とは、プログラム契約の成立日から留学手続開始日の前日までの期間を指します。

6. 「手続第二段階」

本約款において「手続第二段階」とは、留学手続開始日以後出発日までの期間を指します。

第二章 契約の成立

第 3 条（契約の申込）

プログラム契約の申込とは、当社が指定する申込金をお客様が当社指定の方法により当社に支払い、かつ、当社所定の「アンドビジョン留学プログラム参加申込書」（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、当社に提出することを行います。

第 4 条（契約の成立）

1. プログラム契約は、当社が指定する申込金及び申込書を受領し、その内容を確認した上で、これを承諾した時点で成立するものとします。

2. プログラム契約の内容について、当社が指定する最終確認書とパンフレットとの間に相違する点がある場合には、最終確認書が優先するものとします。

第 5 条（拒否事由）

当社は、お客様より本約款に基づくプログラム契約の申込があった場合、次に定める事由の一つ、あるいは複数が認められる場合は、申込をお断りすることがあります。

(1) お客様が未成年者である場合又は学生の場合に於いて、プログラム契約の申込について法定代理人（両親など）（成人の学生の場合には両親）の同意が必要なきに、その同意がないとき。

(2) お客様の年齢、資格、技能その他の条件が、プログラム参加に適した条件を満たしていないと当社が認めたとき。

(3) 過去の既往症、または現在の自身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めたとき。

(4) お客様が希望する手が配、研修機関の定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に手が配できる可能性がないことが明らかなきとき。

(5) 客観的に留学等が認められる可能性がないことが明らか場合。

(6) 現地の治安状況その他の事情により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はそのおそれがあると判断したとき。

(7) お客様が希望する手が配が、期限までに完了できる見通しがないとき。

(8) お客様がプログラムの運営に支障をきたす、又はきたすおそれがあると当社が判断したとき。

(9) お客様の申込を承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らさず、さしむしくないと当社が判断したとき。

(10) お客様の申込内容に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。

(11) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(12) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(13) その他当社が不適当と認めたとき。

第 6 条（必要書類）

1. プログラム契約に基づく各種手続に必要な書類は、別途当社よりご案内いたします。

2. お客様は、前項の必要書類に、指定された方法にて記入の上、必ず当社指定の期日までに当社に提出するものとします。

第 7 条（旅行保険契約締結義務）

1. お客様は、プログラム契約成立後、現地での病気・傷害等に備え、お客様がより快適にかつ安心して現地での生活を送るために、原則として当社指定の海外旅行傷害保険契約を締結するものとします。但し、保険料はプログラム料には含まれていません。なお、現地滞在中に発生した事故その他の災害に関しまして当社は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

2. 当社は、出発までにお客様が前項の保険契約を締結していない場合、プログラム契約を解約することができます。

第三章 プログラムの範囲

第 8 条（出発前サポートサービス）

1. プログラム契約に基づき、当社等が提供するサポートサービスのうち、「出発前サポートサービス」とは、お客様が現地に出発する前に当社が提供するサポートサービスです。

2. 出発前サポートサービスは、お客様の選択されたプログラムによって、内容が異なる場合があります。

3. お客様は、出発前サポートサービスをプログラム契約締結日から 1 年間に限り受けることができます。但し、やむを得ない事由がある当社が認めた場合には、この限りではありません。

4. 出発前サポートサービスの内容は、事前に告知することなく、変更されることがございますので、予めご了承下さい。

第 9 条（現地滞在中サポートサービス）

1. プログラム契約に基づき、当社等が提供するサービスには、現地滞在中サポートサービスは含まれておりませんが、別途当社の規定する料金をお支払い頂いた場合は、オプションとして現地滞在中サポートサービスを受けることができます場合があります。この場合、当社とお客様との間で別途合意書を締結するものとします。

2. 現地滞在中サポートサービスの内容は、事前に告知することなく、変更されることがございますので、予めご了承下さい。

第 10 条（帰国後サポートサービス）

1. プログラム契約に基づき、当社等が提供するサポートサービスのうち、「帰国後サポートサービス」とは、お客様が帰国後において、当社等がお客様に提供するサポートサービスです。

2. 帰国後サポートサービスは、お客様の選択されたプログラムによって、プログラムに含まれていない場合や内容が異なる場合があります。

3. 帰国後サポートサービスの内容は、事前に告知することなく変更されることがございますので、予めご了承下さい。

第 11 条（メンバー資格）

1. お客様は、本約款第 4 条に基づき、プログラム契約が成立した時にアンドビジョンメンバー資格を取得します。

2. お客様は、プログラム契約に基づく各種サポートサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできませんものとします。

3. 当社等の提供する各種サポートサービスは、アンドビジョンメンバーのみを対象に提供されます。

4. 当社の各種プログラムは、プログラム契約成立日から 1 年以内に出生し頂くことを原則としております。また、メンバー資格の有効期限は、お客様が選択されたプログラム毎にそれぞれ定められていますが、パンフレットその他当社において特別の定めがない場合には、プログラム契約成立日から 1 年間とします。但し、やむを得ない事由がある当社が認めた場合には、この限りではありません。

5. 本約款に基づきプログラム契約が解約された場合、又は法令に基づき解除された場合、お客様は解約日（解除日）をもってメンバー資格を喪失するものとします。本約款第 20 条、第 21 条に規定する事由が存する場合、当社は、お客様のメンバー資格を喪失させることができるものとします。

第 12 条（メンバーカード）

1. 当社は、お客様に対し、手続第二段階において当社所定の事務手続きが完了した場合、アンドビジョンメンバーであることを証する証明書（以下「アンドビジョンメンバーカード」といいます。）を交付します。

2. アンドビジョンメンバーカードは、当社等の各種サポートサービスを受ける上で、重要なメンバー資格証明書となりますので、お客様が自身で大切に保管して下さい。当社は、アンドビジョンメンバーカードの提示がない場合、当社等の各種サポートサービスの提供をお断りする場合があります。

3. お客様において、万一、アンドビジョンメンバーカードを盗難・遺失等により紛失した場合には、直ちに、当社等に連絡し、メンバーカードの再発行手続を行って下さい。この場合、別途当社所定の手数料を支払うものとします。なお、アンドビジョンメンバーカードを盗難、遺失等により紛失したことにより、万一お客様に損害が発生した場合、当社等はその責任を一切負いません。

第四章 プログラムの費用

第 13 条（プログラム費用）

1. プログラム契約の成立により、お客様は、第 3 条に基づく申込金及び、当社が別途規定するプログラム料金（現地滞在先の滞在期間の延長や、第 9 条第 1 項に基づきオプションとして現地滞在中サポートサービス等が設定されている場合にはこれらの料金等も含み、この場合、最終的に確定された料金総額は「プログラム料金総額」といいます。）、授業料等の実費（以下、「実費」といいます。）をお支払い頂きます。また、お客様が本約款第 3 条に基づき支払われた申込金は、プログラム料金の全部又は一部に充当されます。

2. プログラム料金は、本約款第 8 条、第 9 条、第 10 条に規定の各種サポートサービスを対象としており、詳細は、パンフレットに記載されております。

3. プログラム料金は、お客様のサポートサービスの利用回数、利用内容等によって変更するものではありません。

第 14 条（プログラム費用の支払方法）

1. 前条により定められたプログラム料金及び実費の支払いは、必ず当社が別途指定する期日までに、当社指定の口座に振込あるいは当社指定の方法でお支払い頂くものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

2. 当社指定の期日までにプログラム料金及び実費をお支払い頂けない場合、当社は、手続を停止することもあり、ご希望の出発時期までに手続が完了できなくなる場合があります。

3. 実費のうち留学にかかわる授業料についても、当社が別途指定する期日までに全額支払うものとします。なお、お支払い頂けない場合は、当社は、手続を停止することもあり、ご希望の出発時期までに手続が完了できなくなる場合があります。

4. お客様の申込が、出発予定日の前日より 30 日以内の場合には、通常のプログラム料金に加え、別途当社が定める緊急手数料を当社にお支払い頂きます。但し、受入先等の都合により手続ができない場合でも、緊急手数料は定めましたません。

5. 現地の学校、エージェンツ、宿泊滞在先、講師先等の現地機関（以下「現地機関」といいます。）の都合、各種交通機関の都合等当社の責にやらない事由により実費が変更された場合、当社の指示する方法に必要な差額をお支払い頂く場合があります。但し、振込手数料等はお客様の負担とします。

第 15 条（為替差益・差損）

1. 留学にかかわる授業料等実費が当社が代行して現地機関に支払う場合、当社所定の為替レートにて決済を行います。2. 当社が日本円で予めした実費等については、お預り時から各支払い先への支払い時までの間に為替レートが変動し、当社に差益あるいは差損が生じた場合、次項の除きを除き、その差益又は差損は当社に帰属するものとし、その精算は致しません。

3. 前項の規定にかかわらず、為替相場の著しい変動、現地機関、各種交通機関の都合による実費の変更その他の事情により、従前の実費のままでは、プログラムを継続することが困難であると当社が判断した場合、当社は、実費を変更することもあり、お客様にその差額分をお支払い頂く場合がありますので予めご了承下さい。

4. プログラムの変更、解約等に伴い、現地機関から返還される実費を精算する場合は、現地機関より当社に返還された金額をもとに当社の定める方法により計算します。

第五章 契約の変更及解除

第 16 条（お客様の申出によるプログラム変更）

1. プログラム内容の変更（同一プログラム内での変更）

(1) お客様は、当社に対し、プログラム契約において選択したプログラム自体の変更はせず、日程、宿泊滞在先、留学先、講師先等の変更を当社所定の書面により申し出ることができます。この場合、当社が当該申出に基づく変更を承諾した時に、所定の変更がなされたこととします。なお、当社は、お客様のご希望に沿うことができるよう可能な限り対応しますが、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(2) 前号の場合、お客様が当社に対し、当社が別途規定する変更手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

2. プログラム自体の変更（別のプログラムへの移行を伴う変更）

(1) お客様は、当社に対し、プログラム契約において選択されたプログラムを、別のプログラムに変更することを当社所定の書面により申し出ることができます。この場合、当社が当該申出に基づく変更を承諾した時に、所定の変更がなされたこととします。なお、当社は、お客様のご希望に沿うことができるよう可能な限り対応しますが、ご希望に沿えない場合があります。

(2) プログラム自体の変更の申出に対する当社の承諾日が、留学手続開始日の前日以前の場合は、お客様は当社に対し、当社が別途規定する変更手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

(3) プログラム自体の変更の申出に対する当社の承諾日が、留学手続開始日以降の場合は、変更前のプログラム契約については解約として取り扱うものとし、お客様は、当社が別途規定する解約手数料を別途当社に支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

(4) 解約された変更前のプログラム契約に基づき既にお支払い頂いた金員がある場合は、変更後の新たなプログラム契約に伴うプログラム料金、実費等に充当されるものとし、過不足がある場合は別途精算するものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

3. 本条第 1 項又は第 2 項のいずれの場合においても、当社が別途定める変更手数料又は解約手数料のほか、変更前のプログラムにつき、変更又は解約したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料等の費用（以下「キャンセル料」といいます。）をお支払い頂く場合があります。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

4. お客様が感染の可能性がある病気に罹患した場合、当社は、当社の判断で、お客様の出発を制限し、又はお客様の当社等のオフィスの利用を制限する場合があります。これにより、プログラムの変更又は解約が必要となる場合、お客様は当社に対し、本約款に規定の変更手数料、解約手数料及びキャンセル料を支払うものとします。

5. 当社は、プログラムの変更に伴い、お客様に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続を行います。但し、返金にかかる費用（振込手数料等）は、お客様が負担するものとします。

6. 本条第 1 項又は第 2 項のいずれの場合においても、当社はお客様による変更の申出に対し、他のプログラム、現地機関における定員、時期その他の諸事情により、お客様のご希望に沿えない場合がありますので予めご了承下さい。

第 17 条（その他の事由によるプログラムの変更）

1. 現地機関の都合、大使館又は移民局等の都合等によりビザ（査証）の発給がなされない場合、その他当社の責めに帰さない事由により日程、留学先、宿泊滞在先、講師先その他プログラムが変更されることがあります。

2. 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他当社の責めに帰さない事由により日程、実費等が変更になることがあります。

3. 当社は、現地機関から得られる最新資料に基づき、プログラムに関する最新の情報をお客様に提供するよう努力いたしますが、現地機関の都合等当社の責めに帰さない事由により、授業内容、講師の内容、宿泊滞在先内容、実費等が変更されることがあります。

4. 本条各項によりプログラムが変更されたことに伴い生じた実費の増減については、当該現地機関等により返金、追加請求等があった場合には、実費の精算を行います。また、本条各項によるプログラムの変更に伴い、お客様に何らかの損害が発生したとしても、当社はその損害についての責任は一切負いませんので、予めご了承下さい。

5. 本条各項よりプログラムの変更が必要となる場合、お客様は当社に対し、本約款に規定の変更手数料、キャンセル料、実費等をお支払い頂く場合がありますので、予めご了承ください。

第 18 条（お客様による契約の解約）

1. お客様は、当社所定の書面に当社に申し出ることにより、いつでもプログラム契約を解約することができます。

2-1 お客様は、前項の規定に基づきプログラム契約を解約した場合、プログラムの進行段階に応じて、当社が別途規定する解約手数料を当社に支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

2-2 お客様は、前項の規定に基づきプログラム契約を解約した場合、前号に規定の解約手数料とは別に現地機関が規定するキャンセル料をお支払い頂く場合があります。この場合、お客様は当社に解約手数料とともにキャンセル料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

3. 当社は、プログラム料金とは別にお客様より実費として受領した金員がある場合、現地機関へのキャンセル料の支払い等に充当します。

4. 当社は、解約に伴いお客様に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続を行います。但し、返金にかかる振込手数料等は、お客様が負担するものとします。

5. 当社の故意又は重大な過失により、当該プログラム契約の目的が達せられなくなり、プログラム契約が解約となった場合、本条の規定にかかわらず、当社はお客様より既に受領したプログラム料金、実費をお客様に返金します。なお、振込手数料は当社の負担とします。

第 19 条（お客様の都合によるプログラムの中断等）

お客様の都合による中途退学、中途帰国等の事由により、お客様がプログラムの実施を中断した場合、当社は、お客様より既にお支払い頂いた金員をお客様に返金することはいたしません。但し、実費については、現地機関から当社に対し返金があった場合、当該返金額より当社所定の手数料を差し引いた、残金がある場合には返金いたします。なお、返金にかかる振込手数料等は、お客様が負担するものとします。

第 20 条（当社からの解約）

- お客様に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づくプログラム契約を解約することができますものとし、ます。
- (1) お客様が当社指定の期日までに申込書その他必要な書類を提出しないとき。
- (2) お客様が当社指定の期日までに必要な金金の支払いをしないとき。
- (3) お客様が当社に届け出たお客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。
- (4) お客様が当社指定の海外旅行保険等保険契約を締結しない場合。
- (5) お客様が本約款に違反した場合。
- (6) お客様がプログラム契約を維持しがたい不行為を行った場合。
- (7) お客様が病気、介助者の不在等の事由により、プログラムの継続に耐えられない場合
- (8) その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。
2. 前項に基づき、当社が本約款に基づくプログラム契約を解約した場合、お客様は当社に対し、本約款の規定に基づく解約手数料及び当該解約に伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料、実費を支払うものとし、ます。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

第 21 条（当社による無催告解約）

- お客様に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は、催告することなく、本約款に基づくプログラム契約を解約することができますものとし、ます。
- (1) お客様が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する倒産手続の申立てをし、又はその申立てを受けた場合。
- (2) お客様が死亡、所在不明、又は一ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合。
- (3) その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。
2. 前項に基づき、当社が本約款に基づくプログラム契約を解約した場合、お客様は当社に対し、本約款の規定に基づく解約手数料及び、当該解約に伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料、実費を支払うものとし、ます。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

第六章 責任

第 22 条（当社の責任範囲）

- 留学、講師、宿泊滞在等の内容は、留学先、講師、宿泊滞在先等が独自に企画又は運営し提供するものであり、当社が自らのサービスとして提供するものではありません。当社は、本約款に基づくプログラム契約で定められた各種サポートサービスを提供するのみであり、留学先、講師先、宿泊滞在先等の内容を保証するものではありません。
- 当社は、本約款に基づいて、お客様の希望する留学先、講師先に対する申込手続の代行、情報提供、カウンセリング、出発にあつたのオリエンテーション等のサポートサービスを提供するのみであり、留学先への入学又は課程の修了、資格取得等を当社が請け負ったり、その授業内容、講師内容等を保証するものではありません。
- 当社は、本約款に基づいてお客様の希望するホームステイ先、フラット先等の宿泊滞在先についての情報提供、紹介、手続代行等のサポートサービスを提供するのみであり、宿泊滞在先の質、内容等を保証するものではありません。
- 当社は、本約款に基づいて出発前サポートサービスとしてビザ（査証）の最新情報等をお客様に提供するなどビザ（査証）の申請方法に関するコンサルティングサービスを行う場合がございますが、ビザ（査証）の発給の可否については大使館等の判断によるものであり、当社は何ら責任を負うものではなく、またビザ（査証）が発給されることを保証するものではありません。

第 23 条（免責事項）

- 当社は、以下の事由によるプログラムの変更、又は不能によりお客様に生じた損害につき、一切責任を負いません。また、申込金、プログラム料金、実費、変更手数料等、お客様が既に当社にお支払い頂いた費用についても一切返金いたしません。
- (1) お客様の主観的事由により、お客様が希望する留学先、講師先、宿泊滞在先等の条件がお客様に適合しないとき。
- (2) 現地機関の都合又は当社が管理できない事由により、お客様の留学先、講師先、宿泊滞在先、授業内容、講師内容、宿泊滞在内容、実費、日程その他のプログラムの内容が変更され、又は不能となったとき。
- (3) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、その他当社の管理できない事由により、プログラムの内容が変更され、又は不能となったとき。
- (4) 大使館、移民局等の都合、法改正等当社の責めに帰さない事由により、プログラムの内容が変更され、又は不能となったとき。
- (5) お客様の都合でパスポート、ビザ（査証）が発給されない場合、または現地で入国拒否されたとき。
2. 当社は、現地滞在中サポートサービスとして、身元保証サービスを行うことがありますが、これにより金銭的又は法的責任を負うものではありません。万一、当社が金銭的又は法的責任を負い、当社が金銭を支払い又は支払義務を負担し、その他損害を被った場合には、お客様は当社に対し、直ちにそれらを弁償しなければなりません。
3. 当社は、現地滞在中サポートサービスとして、郵便物・手荷物無料預りサービスを行うことがありますが、当社等の故意又は重大過失に基づかない盗難、紛失、破壊事故については一切責任を負いません。
4. 当社は、プログラム料金の支払いに関し、提携先金融ローン会社の紹介や申込手続代行を行うことがあります。が、それらは、当該ローン会社とお客様の間の法律関係であり、お客様の独自の判断で当該ローン会社とご契約頂くものとします。当社は、資格審査の結果によるローンの可否や債務保証、その他当該ローン会社とお客様の間の法律関係について一切責任を負いません。
5. 当社等は、お客様の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、お客様は、個人の責任において行動するものとし、お客様個人の行動により生じた以下に例示するような事項は、お客様個人の責任と負担で解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- (1) お客様が日本国又は現地の法令に違反し、又はそれに準ずる行為を行ったことにより生じた刑事事件等。
- (2) お客様が現地における危機管理、安全、健康その他の配慮を欠いたことにより生じた、紛争・事故、又は病気等。
- (3) お客様と他のアンドビジョンメンバー（アンドビジョン留学プログラム参加者）その他第三者との間で生じた紛争・事故。
- (4) お客様と留学先、講師先、宿泊滞在先等との間で生じた紛争・事故。
- (5) その他お客様個人の行動により生じた紛争・事故。

第 24 条（責任及び損害の負担）

- 当社は、本約款に基づき各種サポートサービスを提供するにあたり、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害を与えた場合、その責任を負うものとし、ます。
- お客様の選択したプログラムによって、現地滞在中サポートサービスを提供するため、当社提携先がサービスの提供を行うことがあります。当社提携先が提供するサポートサービスに関し、当社提携先がお客様に損害を与えた場合、当社に故意又は重大な過失による管理又は監督上の責任がある場合を除き、当社は何らお客様の責任を負いません。
- ホームステイ、フラット等の宿泊滞在先の選定は、お客様の希望を受けて当社の選定基準に基づき選定されますが、かかる宿泊滞在先において、お客様が何らかの損害を受けた場合、宿泊滞在先の選定に当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- お客様の故意又は過失により当社が損害を被った場合、お客様は当社に対し、その損害を賠償するものとし、ます。
- 当社の選定基準によらず、当社がお客様の指示に従い宿泊滞在先を選定した場合、当社は一切責任を負いません。

第七章 その他

第 25 条（個人情報の取扱い）

- お客様よりご提供頂きました個人情報は、個人情報保護法に基づき、当社のプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）において、以下のとおりお取扱いいたします。
- (1) 当社において、ビザ申請、渡航手続、保険申込、クレジットカード申込、国際携帯電話レンタル申込、航空券予約、学校入学手続、講師先予約、ホームステイ手続、フラット手続並び、お客様への連絡、弊社での顧客層の分析、各種ご案内等、お客様に差し上げる目的の利用に限定し、他の目的には一切利用いたしません。
 - (2) 当社にご提供頂く事項については、お客様の任意で決定して下さい。
 - 但し、必要事項をご提供頂かなかった場合、ご利用頂けないサービスや各種手続ができない場合がありますので予めご了承ください。
 - (3) 当社は、お客様の個人情報、海外渡航申請、航空券の手配、保険の申込み、クレジットカード申込、国際携帯電話レンタル申込、ビザ申請、ホームステイ手続、学校入学手続、講師先に対する申込手続の代行等のために、航空会社、保険会社、クレジット会社、銀行、携帯電話レンタル会社、ホールセラー、旅行代理店、現地子会社、留学先、ホームステイ先、フラット先等現地宿泊滞在先、現地エージェンツ、現地政府機関、弁護士等及び、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供する場合があります。
 - (4) 当社は、お客様へご案内等をし上げるため、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で、メール配信及び、ダイレクトメール代行業者等にお客様の個人情報を預託する場合があります。
 - (5) お客様は、いつでもお客様本人の個人情報を開示するよう求めることができます。開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合、お客様は当該個人情報の訂正、又は利用の中止を要求することができます。尚、開示の際は、送料等の実費負担をお願いしますので、あらかじめご了承ください。
 - (6) 開示、訂正、又は利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールでご連絡ください。
- 個人情報に関する問合せ窓口：
〒101-0052 東京都千代田区田神小川町3-8 神田駿河台ビル2F
アンドビジョン株式会社
03-5577-4500
info@andvision.net

第 26 条（一般義務）

- お客様は、次の各号を遵守し、アンドビジョン留学プログラムの円滑な運営に協力するものとし、ます。
- (1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
 - (2) 当社等、留学先、講師先、宿泊滞在先等が定める各種規則に従って行動すること。
 - (3) アンドビジョンメンバー相互に親睦を深めるように努めること。

- (4) 当社等、留学先、講師先及び宿泊滞在先のみならず、現地の人々に対しても現地の文化を充分理解し、常識をわきまえて行動すること。

第 27 条（準拠法）

本約款及びプログラム契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとし、ます。

第 28 条（裁判管轄）

本約款及びプログラム契約に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

第 29 条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第 30 条（連絡方法）

本約款の変更、その他当社の重要事項の変更については、当社のホームページ <https://www.andvision.net/> に表示して、連絡させて頂きます。

第 31 条（発効期日）

本約款の内容は、2005 年 10 月 5 日以降に申し込まれるすべてのプログラム契約に適用されます。

お申し込み際にて

(1) 申し込み金＝実（約款第 3 条、第 13 条関係）

申込金 100,000 円

*1) アンドビジョン特別音楽プログラム、及び各種語学留学プログラムは、申込金を当社にお支払い頂いた上で現地の学校、講師を選定するプログラムです。このプログラムでは、別途お客様の希望により、オプションとして現地滞在中サポートサービス（別途有料）を受けることができます。

*2) 申込金は、約款第 3 条に基づき、お申込時にお客様が選択されたプログラム毎に当社にお支払い頂きます。お支払頂いた申込金は、プログラム料金の全部又は一部に充当されます。

*3) プログラム料金が上記の申込金額と同額又は下回る場合には、プログラム料金を申込時に全額を当社に支払うものとし、ます。

*4) 授業料その他の実費を現地エージェンツ、現地学校、講師、宿泊滞在先等の現地機関に当社が代行して支払う場合は、約款第 15 条の規定に基づき行うものとし、ます。

*5) 3 ヶ月以上現地に滞在するプログラムの場合は、帰国後サポートサービスを受けることができます。

*6) 上記に記載しているプログラムに該当しないプログラムにお申込の際は、申込金の金額その他詳細について必ず事前に当社にご確認下さい。

*7) 申込金はプログラムの改変等に伴い予告なく変動する可能性がありますので、最新の金額につきましては、必ず当社にご確認下さい。

お取り消し、ご変更に際して

(2) 変更手数料一覧（約款第 16 条関係）

1. プログラム内容の変更（約款第 16 条第 1 項）※同一プログラム内での変更

プログラム内容の変更とは、プログラム自体の変更はせず、日程、宿泊滞在先、留学先、講師先の変更のようにお客様がプログラム契約において選択したプログラム内での内容を変更することをいいます。詳細につきましては当社にご確認下さい。

契約成立日から留学手続開始日の前日 無料

留学手続開始日から 10 日以内 プログラム料金総額の 20%

留学手続開始日から 30 日以内 プログラム料金総額の 40%

留学手続開始日から 31 日以降 プログラム料金総額の 50%

留学手続完了日以降出発日の前日 プログラム料金総額の 60%

出発日以降 プログラム料金総額の 80%

2. プログラム自体の変更（約款第 16 条第 2 項）※別のプログラムへの移行を伴う変更

プログラム自体の変更とは、お客様がプログラム契約において選択したプログラムを別のプログラムに変更することを行います。詳細につきましては当社にご確認下さい。

契約成立日から留学手続開始日の前日 10,000 円（税別）

留学手続開始日以降

解約として取り扱うものとし、「後記（3）解約手数料一覧 2. 手続第二段階（留学手続開始日から出発日以降）」の解約手数料に記載の例によるものとします。

注 1) 「プログラム料金総額」とは、パンフレットに記載されているプログラム料金に追加して宿泊滞在先の滞在期間延長やオプションとして現地滞在中サポートサービス等を設定している場合にはそれらの料金も含み、プログラムの変更、解約を当社が承諾した時点において最終的に確定されたプログラム料金の総額を指します。但し、実費は含みません。

注 2) 「契約成立日」とは、約款第 3 条に基づくお客様の申込に対し、約款第 4 条に基づき当社が指定する申込金及び申込書を受領し、その内容を確認した上で、これを承諾した日付を指します。

注 3) 「留学手続開始」とは、お客様がご記入の上当社にご提出頂いた当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」に基づき、当社が手続第二段階の手続きを開始することを指します。

注 4) 「留学手続開始日」とは、お客様がご記入の上当社にご提出頂いた当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」の署名欄に記入された日付とします。

注 5) 「留学手続完了日」とは、留学プログラムにおいては、現地学校、プログラムの入学手続が完了した旨を明記した文書を当該現地学校、講師が発行した日付とします。

注 6) 上記変更手数料、解約手数料のほか、現地エージェンツ、現地学校、宿泊滞在先、講師先等の現地機関から請求された実費をお客様にお支払い頂く場合があります。

(3) 解約手数料一覧（約款第 18 条関係）

1. 手続第一段階（契約成立日から留学手続開始日の前日）の解約手数料

解約時期 解約手数料

契約成立日から 10 日以内 10,000 円（税別）

契約成立日から 30 日以内 申込金の 50%

契約成立日から 60 日以内 申込金の 70%

契約成立日から 90 日以内 申込金の 90%

契約成立日から 91 日以降留学手続開始前日 申込金の 100%

注 1) 「契約成立日」とは、約款第 3 条に基づくお客様の申込に対し、約款第 4 条に基づき当社が指定する申込金及び申込書を受領し、その内容を確認した上で、これを承諾した日付を指します。

注 2) 契約成立日から 3 ヶ月（90 日）以内に、原則として留学手続開始を行うものとし、ます。但し、お客様の都合により、当社がやむを得ないとした場合には、当社所定の手続を行った上で、留学手続開始の延期をすることができます。

注 3) 「留学手続開始」とは、お客様がご記入の上当社にご提出頂いた当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」に基づき、当社が手続第二段階の手続きを開始することを指します。

注 4) 「留学手続開始日」とは、お客様がご記入の上当社にご提出頂いた当社所定の「アンドビジョン留学手続最終確認書」の署名欄に記入された日付とします。

2. 手続第二段階（手続開始日から出発日以降）の解約手数料

解約時期 解約手数料

留学手続開始日から 10 日以内 プログラム料金総額の 60%

留学手続開始日から 30 日以内 プログラム料金総額の 70%

留学手続開始日から 31 日以降 プログラム料金総額の 80%

留学手続完了日以降出発日の前日 プログラム料金総額の 90%

出発日以降 プログラム料金総額の 100%

注 1) 「プログラム料金総額」とは、パンフレットに記載されているプログラム料金に追加して現地滞在先の滞在期間延長やオプションとして現地滞在中サポートサービス等を設定している場合には、それらの料金も含み、プログラムの変更又は解約を当社が承諾した時点において最終的に確定された料金の総額を指します。但し、実費は含みません。

注 2) 手続第二段階の解約手数料の額が申込金額を下回る場合、解約手数料の額は、申込金額と同一の金額とします。

注 3) 「留学手続完了日」とは、現地滞在先詳細が発行された日付とし、各種語学留学プログラムにおいては、現地学校の入学手続が完了した旨を明記した文書を当該現地学校が発行した日付とします。

注 4) 上記解約手数料のほか、現地エージェンツ、現地学校、宿泊滞在先、講師先等の現地機関（以下、「現地機関」といいます。）から請求された授業料等の実費の金額を、お客様にお支払い頂く場合があります。

注 5) プログラム料金以外で、現地機関の授業料等の実費としてお支払い頂いている金額につきましては、現地機関への返還内容に照らし精算とし、残金がある場合は返金いたします。なお、返金にかかる費用（振込手数料等）は、お客様が負担するものとします。

注 6) 授業料等の実費を返還する場合、現地機関より返還された金額をもとに当社が定める方法により計算します。